



入居収入基準(月収額)の計算は、申込資格の**基準日である申込月の1日現在**の状況について行います。

		月 収 額
原則階層	公営住宅	0～158,000円以下
	改良住宅	0～114,000円以下

改良住宅とは、住宅密集地域の住宅改良を行うために住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、入居収入基準（月収額）が公営住宅より低くなっています。

上記の入居収入基準(月収額)を超えた方は、申込みできません。ただし、次に掲げる世帯(裁量階層)である場合は、2の裁量階層をご覧ください。

		月 収 額
裁量階層	公営住宅	158,001～214,000円以下
	改良住宅	114,001～139,000円以下

次のいずれかに該当する世帯については、原則階層に比べ入居収入基準（月収額）の緩和措置がとられています。

なお、裁量階層として応募され入居が決定した場合は、資格審査の際、次の証明書類が必要になります。

※1 なお、子どもの成長に伴い、義務教育終了前の子どもがいなくなった際は、入居収入基準(月収額)15.8万円が適用されます。

※2 子どもの成長に伴い、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいなくなった際は、入居収入基準(月収額)15.8万円が適用されます。

前ページの入居収入基準（月収額）を実際の年間収入額であらわすと以下のとおりとなります。ただし、この早見表は入居しようとする家族の中に収入のある方が**1人**の場合のだいたいの目安です。

(令和6年分の**総収入金額**によります。)

	世帯人数	単 身 者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	公営住宅	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
	改良住宅	2,211,999円以下	2,755,999円以下	3,299,999円以下	3,811,999円以下	4,287,999円以下	4,763,999円以下
裁量階層	公営住宅	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下
	改良住宅	2,643,999円以下	3,183,999円以下	3,711,999円以下	4,187,999円以下	4,663,999円以下	5,135,999円以下

[illegible]

- 1 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯は、控除額が多くなるために早見表の金額より上限が高くなります。
- 2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- 3 令和6年1月2日から申込基準日までの間に就職、転職、休職、退職した場合。

(令和6年分の**所得金額**によります。)

	世帯人数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	公営住宅	1,896,011 円以下	2,276,011 円以下	2,656,011 円以下	3,036,011 円以下	3,416,011 円以下	3,796,011 円以下
	改良住宅	1,368,011 円以下	1,748,011 円以下	2,128,011 円以下	2,508,011 円以下	2,888,011 円以下	3,268,011 円以下
裁量階層	公営住宅	2,568,011 円以下	2,948,011 円以下	3,328,011 円以下	3,708,011 円以下	4,088,011 円以下	4,468,011 円以下
	改良住宅	1,668,011 円以下	2,048,011 円以下	2,428,011 円以下	2,808,011 円以下	3,188,011 円以下	3,568,011 円以下

収入金額等	事業	営業	⑦	9584500
	業	業	⑧	
	農	業	⑨	
	不動	産	⑩	
	利	子	⑪	
	配	当	⑫	
	給	与	⑬	
	雑	公的年金等	⑭	
	経費	その他	⑮	
		短期	⑯	
長期		⑰		
時		⑱		
事業		営業	①	2859000
所得金額	業	業	②	
	農	業	③	
	不動	産	④	
	利	子	⑤	
	配	当	⑥	
	給	与	⑦	
	雑		⑧	
	総合所得一時の 合	$(①+②+③+④)$	⑨	2859000
	計			

- 1 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯は、控除額が多くなるために早見表の金額より上限が高くなります。
- 2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- 3 令和6年1月2日から申込基準日までの間に開業、廃業した場合。

※月収額の計算方法は42～49ページの「月収額の計算のしかた」をご覧ください。



申込書の記入例

◎この記入例を参考にしてご記入ください。

- 希望する住宅の募集
地区番号、地区名を
記入してください。
- 該当するものを○で囲んでください。
単身の方の申込資格は、**30～31
ページ**を参照してください。
- 「裁量世帯」とは、
12ページを参照
してください。

県営住宅入居申込書（常時）（色刷り枠内のみご記入ください。） 令和 年 月 日
神奈川県住宅営繕事務所長 殿 県営住宅の入居について、次のとおり申込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるなど、県営住宅の申込資格を有していないときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

受付番号	R0720
氏名 (カタカナ)	カナカ タロウ
性別	①男 ②女
募集地区番号	286011
地区名	柏陽台A
※下段は該当する番号に○印をつけてください。（該当しない方は○印をつける必要はありません。）	
単身の方	①高齢者 ②身体障害(級) ③精神・知的障害(級) ④DV ⑤生保 ⑥海外引揚者 ⑦その他
裁量世帯	①身体障害(級) ②子育て世帯 ③戦傷病・被爆者等 ④海外引揚者世帯 ⑤高齢者世帯 ⑥その他
入居者数	0人
※年間（推定）総収入金額欄は申込時に収入のある方は、全員記入してください。	

ID	氏名	続柄	生年月日 元号 年 月 日	年齢	同居別居	職業 (学校名)	年間(推定) 総収入金額	年間 所得金額	裁量世帯 コード
01	神奈川太郎	本人	42011158	58	同	会社員	3,800,000円	2,600,000円	
02	正子	妻	42091157	57	同	無職			
03	和男	長男	09020128	28	同	アルバイト	1,200,000円	650,000円	
04	花子	長女	15112521	21	同	大通大4年 障害3級			
05					同				
06					同				

控除額	114万円	基礎振替	20万円	老人扶養	25万円	特定親族	27万円	障害	万円	特別障害	万円	寡婦	円	ひとり親	円	B 控除額計	1,860,000円	A 年間所得計	3,250,000円
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
(A 年間所得計 3,250,000円 - B 控除額計 1,860,000円) ÷ 12 = 115,833円																			

- 申込者及び同居しようとする
親族は全員記入してください。
学生の場合には職業欄に学校
名・学年を記入してください。
- この金額の出し方は月収額の計算のしかた**42～49
ページ**をよく読んで間違いのないよう計算してく
ださい。月収額が公営住宅の場合158,000円（裁量
階層214,000円）、改良住宅の場合114,000円（裁量階
層139,000円）を超えた方は申込みできません。

現住所 (カタカナ)	郵便番号	231-0021	連絡先電話番号 ※連絡のつきやすい番号 を記入して下さい。	1	090-XXXX-XXXX
	市区町村名	ヨコハマシ	ナカク	2	045-201-XXXX
	町名・丁目・番地	ニホンオオト	オリ	1	
	方書 (アパート・マンション名等)	イロハニアハ	オート	202	
婚約者・別居者の現住所		電話 () -			
申込者勤務先 (日中の連絡先)	名称	〇×株式会社	海外部 営業課 第一係	電話 (045) 201-8300	内線 302

- ここに記入された住所に通知
しますので正確に記入してく
ださい。連絡先（電話・携帯な
ど）も必ず記入してください。
- 入居しようとする家族の
中に婚約者・別居者がい
る場合は、その現住所等
を必ず記入してください。

住宅に困っている状況（該当するすべての事項を必ず記入してください。）		※2、4は必ず記入してください。
① 他世帯と共同（親子等は除く）	台所・便所・浴室（共同世帯）	現在住んでいる住宅 ① 県営住宅（団地） ② UR（旧公団）、公社住宅 ③ 市町村営住宅 ④ 民間の賃貸住宅 ⑤ 社宅 ⑥ 両親等と同居中
② 部屋がせまい（1人平均4畳以下）	畳数12畳（洋間も含む）÷使用人数4名＝1人平均3.0畳	
③ 非住宅建物	建物の概要	
④ 家賃が高い（1畳あたり3,000円以上）	月額75,000円÷畳数12畳（洋間も含む）＝1畳あたり6,250円	
⑤ 結婚後の住居がない	婚姻届の予定 年 月	
⑥ 正当な立ち退き要求を受けている	理由	
⑦ 通勤時間に片道2時間以上かかる（通勤先までの経路）	片道通常 時間 分 経路 (乗り換え時間は10分とする)	
⑧ 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯向住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来	住宅の名称 () 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	

- 住宅に困っている状況で該当
するすべての番号に○をつけ、
理由を記入してください。
申込資格の**住宅困窮理由**を
参照。
- 一畳当たりの計算は、1ヶ月の家賃金
額（**共益費、駐車場費を除きます**）を、
居住部分（居住部分は、主な和室、洋
室とし、DKとLDK、台所、便所、浴
室、洗面所などは除きます。）を合計し
た畳数で割り算をしてください。
- 該当する項目の番号を
○で囲んでください。

共通の資格	特定の資格 共通の資格の他に以下の条件を満たしていること。	ページ数	
		あき家住宅	特別あき家
①夫婦（婚約者及び内縁関係にあるものを含みます。） または親子を主体とした家族であること。 (注1) 結婚予定の方は、婚姻した旨の証明が提出されないと入居できません。 (入居手続までに証明書の提出が必要です。) (注2) 兄弟（両親死亡の場合を除きます。）だけの申込みや、両親のうち片方だけと同居（両親が離婚している場合等は除きます。）するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。 (注3) 内縁関係にあるものとは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届けの妻」または「未届けの夫」とある方です。 (注4) 県内の市町村が発行するパートナーシップ証明書をお持ちの方は、お申込みできますので、お問い合わせ下さい。 ②現在、次の1～8のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。 1 他の方世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。（親子等との同居は除く。） 2 住宅がせまい。（居住部分が一人あたり4畳以下） 3 住宅用でない建物に住んでいる。 4 家賃が高い。（居住部分が一畳あたり3,000円以上） 5 住宅がないために、親族（婚約者を含みます。）と同居ができない。 6 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立退き要求を受けている。 7 通勤に片道2時間以上かかる。（各交通機関の標準所要時間を用い、乗り換え時間は10分として計算します。） 8 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯向住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来する。（子育て世帯向住宅への申込みを除く。） ※すでに県営住宅へ入居されている方は、上記2・4・5・7・8のいずれかの住宅困窮理由があること。 ※居住部分とは、主な和室、洋室とし、DKとLDK、台所、便所、浴室、洗面所などは除きます。 ③12ページの入居収入基準（月収額）内であること。 (月収額の算出方法は、42～49ページを参照してください。) ④個人の都道府県民税及び市区町村民税を滞納していないこと。 ⑤県営住宅の家賃を滞納していないこと。 ⑥申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。	一般世帯向住宅 共通の資格	18 ～ 21	22 ～ 24
	子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅) 令和7年7月31日までに申込みの方 …… 申込者が、義務教育終了前の子ども(平成22年4月2日以後の出生)と現在同居し、子どもを扶養している世帯。 令和7年8月1日以降に申込みの方 …… 申込者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある子ども(平成19年4月2日以後の出生)と現在同居し、子どもを扶養している世帯。 ※詳しくは、9ページの「子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)について」及び25ページをご覧ください。	25	—
	身体障害者向住宅 ア 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方と同居する世帯。 イ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障害のある方と同居する世帯。 ウ すでに県営住宅に入居されている方で、アの要件を満たす方が、身体障害者向住宅への入居を希望される場合。 (車いす) ……車いすを使用する方と同居する世帯。 (車いす以外) ……車いすを使用しない方と同居する世帯。	26 ～ 27 ・ 29	27